

# 青森県報

第三千五百九十四号

平成二十四年  
九月二十一日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一  
 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……一  
 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……二

### 公 告

建設業者の許可の取消し……………(西北地域) ……二  
 右 同……………(同) ……二  
 右 同……………(同) ……二  
 右 同……………(同) ……三

### 選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………(事務局) ……三

### 公安委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(会計課) ……四

## 告 示

## 示

### 青森県告示第六百八十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十四年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は 氏名	主たる事務所 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事 業を行 う所	指 定 年 月 日
株式会社 ライフア リー	弘前市大 字紺屋 町六六	通所介 護	黒石市大 字浅瀬 石字扇 田三七 九	平成 二四・ 九・六
有限会社 リ ンテック	秋田県 鹿角市 花輪字 新川原 四八七	訪問介 護	北津軽 郡板柳 町大字 横沢字 宮元一 四六の 六	二四・ 九・六

### 青森県告示第六百八十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十一条の規定により公示する。

平成二十四年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サ ビス事 業者 名称又は 氏名	主たる事務所 所在地又は住所	介護予 防サ ビスの種 類	介護予 防サ ビス事 業を行 う所	指 定 年 月 日
株式会社 ライフア リー	弘前市大 字紺屋 町六六	通所介 護	黒石市大 字浅瀬 石字扇 田三七 九	平成 二四・ 九・六
有限会社 リ ンテック	秋田県 鹿角市 花輪字 新川原 四八七	訪問介 護	北津軽 郡板柳 町大字 横沢字 宮元一 四六の 六	二四・ 九・六

青森県告示第六百八十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十四年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人平館福祉会	東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸小川二の一	就労継続支援B型	エコル	東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸湯の沢二六の一	平成二十四・〇・一	

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社豊飯商事
- 二 代表者の氏名 木村 英津子
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字飯詰字皆瀬一の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第四〇〇二二八号
- 五 取消年月日 平成二十四年八月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年五月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社新岡建設
  - 二 代表者の氏名 新岡 国昭
  - 三 主たる営業所の所在地 五所川原市字雑田一三六の一三
  - 四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第〇二二〇〇六号
  - 五 取消年月日 平成二十四年八月九日
  - 六 取消しに係る建設業の許可
  - 七 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 取消しの原因となった事実  
平成二十四年八月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。
- 建設業者の許可の取消し  
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
- 平成二十四年九月二十一日
- 青森県知事 三 村 申 吾
- 一 商号又は名称 有限会社石岡建設

二 代表者の氏名 石岡 由美

三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰹ヶ沢町大字七ツ石町四二

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二) 第〇一六九八五号

五 取消年月日 平成二十四年八月九日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社濱名土木

二 代表者の氏名 濱名 康治

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡板柳町大字長野字福岡三四の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一九) 第〇一二〇〇五号

五 取消年月日 平成二十四年八月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

青森県選挙管理委員会告示第五十五号

平成二十四年九月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年九月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二二、九四一人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二五七、八四七一人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

東津軽郡選挙区	七、七〇四 人
西津軽郡選挙区	六、一七六 人
南津軽郡選挙区	六、七四八 人
北津軽郡選挙区	八、一八五 人
上北郡選挙区	二八、五五七 人
三戸郡選挙区	二一、一一五 人
青森市選挙区	八三、一〇七 人
弘前市選挙区	五〇、七五八 人
八戸市選挙区	六五、四〇三 人
黒石市選挙区	一〇、〇二五 人

選挙管理委員会

- 五所川原市選挙区 二〇、三三三 人
- 十和田市選挙区 一七、八九八 人
- 三沢市選挙区 一、〇八二 人
- むつ市選挙区 二二、四六四 人
- つがる市選挙区 一〇、二二九 人
- 平川市選挙区 一一、五八〇 人

公 安 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年九月二十一日

青森県警察本部長 山 本 有 一

- 一 物品等の名称及び数量  
交通管制センター中央設備装置（上位装置） 賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県警察本部警務部会計課  
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成二十四年八月二十四日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
芙蓉総合リース株式会社東北支店  
宮城県仙台市青葉区中央一丁目六の三五
- 六 契約金額

百五十三万八千二百五十円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十四年七月十三日

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭